平成２５年（フ）第１４０号
徳島県徳島市南矢三町２丁目１番25―６号、旧住所高知県吾川郡いの町6505番地18
債務者　尾﨑　美香
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１５２号
徳島県徳島市末広５丁目１番16　グランディール末広304号
債務者　大西聖太郎
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６３号
福岡県嘉麻市上臼井1887番地　碓井笹原団地121号
債務者　桑野　由香
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２５年（フ）第１８４号
大分市大字津留1916番地の14　アーバングリーン六本松305
債務者　松本　千枝
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２６４号
大分市原新町２番28号　カトレアビル203
債務者　玉見　桂子（旧姓茅野）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第６３号
佐賀県唐津市呼子町呼子3738番地１
債務者　金丸　正利
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第７０号
佐賀県東松浦郡玄海町大字牟形912番地
債務者　寺田　由美（旧姓岩本）
1　決定年月日時　平成25年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月11日まで　佐賀地方裁判所唐津支部

平成２５年（フ）第８６０号
名古屋市守山区四軒家２丁目310番地　ダイコウマンション３Ｆ号
債務者　内藤めぐみ（旧姓中垣）
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４２２号
神戸市長田区久保町７丁目７番８号　濱口文化２Ｆ
債務者　高橋尚道こと　高　　尚道
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４６０号
神戸市兵庫区中道通６丁目２番27号　辻井マンション102号
債務者　末冨　滋寛
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第４９７号
神戸市中央区古湊通１丁目２番25―201号、従前の住所兵庫県加東市上滝野463番地２コーポ滝Ｎｏ．１―101号
債務者　岩越　有希
1　決定年月日時　平成25年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０９号
神奈川県横須賀市田浦町４丁目29番地　ハイツハピネス201、住民票上の住所神奈川県横須賀市西逸見町１丁目無番地　海上自衛隊つのしま
債務者　松田　洋志
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　横浜地方裁判所横須賀支部

平成２５年（フ）第１１３号
広島県福山市王子町２丁目17番16号
債務者　塚口　雪枝
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月17日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２５年（フ）第４１６号
熊本県菊池郡大津町大字大津559番地１　グランディールソフィア103号、前住所熊本市植木町一木583番地３
債務者　眞弓　雅美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月18日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第７４号
青森県八戸市湊高台７丁目11番14号　コーポ大地10号、前住所青森県八戸市大字湊町字上ノ山63番地１
債務者　坂　　光男
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月24日まで　青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２５年（フ）第１２０８号
愛知県瀬戸市山口町300番地の１
債務者　丹羽登志美
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２２４０号
大阪市港区三先１丁目10番24号　荒木ビル304号
債務者　山中　智也
1　決定年月日時　平成25年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月９日まで　大阪地方裁判所第６民事部